

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年3月定例会

議案の 件名	議案第23号 交野市一般職の職員の給与に関する条例及び交野市会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）
-----------	--	------------	--

〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
本件各条例は、一般職の職員の給与等に関する事項を定めることを目的とする。	近隣市においては、一般職の職員については、概ね本市と同様の改正を実施予定である。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
					△72,100
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
令和3年の国家公務員の給与に関する人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正案を踏まえ、職員組合との協議を経て、一般職の職員の期末手当の支給月数等を国に準じて改正する必要があると判断したため。	別紙参考資料のとおり。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和3年8月、人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われ、これを受け、国においては一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が令和4年2月1日に衆議院へ提出された。	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	5 働くことと、家族や人生などとのバランスを大切にしている			
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
		計画名称			
〈市民参加の状況〉		策定年度			
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間			
	〈政策等の実施時期〉		公布の日		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 新旧対照表等		

○交野市一般職の職員の給与に関する条例及び交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の趣旨

令和3年の国家公務員の給与に関する人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正案を踏まえ、期末手当の支給月数等を国に準じて改正するものである。

2. 条例改正の内容

(1)人事院勧告等を踏まえ、期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

①一般職員・任期付職員（特定任期付職員を除く。）・会計年度任用職員

【期末手当】

年間支給月数 2. 5 5月分→2. 4月分（0. 1 5月減）

	6月分	1 2月分	年間計
4年度 期末手当	1. 2月 (現行1. 2 7 5月)	1. 2月 (現行1. 2 7 5月)	2. 4月 (現行2. 5 5月)

②再任用職員

【期末手当】

年間支給月数 1. 4 5月分→1. 3 5月分（0. 1月減）

	6月分	1 2月分	年間計
4年度 期末手当	0. 6 7 5月 (現行0. 7 2 5月)	0. 6 7 5月 (現行0. 7 2 5月)	1. 3 5月 (現行1. 4 5月)

③特定任期付職員

【期末手当】

年間支給月数 4. 3 5月分→4. 2 5月分（0. 1月減）

	6月分	1 2月分	年間計
4年度 期末手当	2. 1 2 5月 (現行2. 1 7 5月)	2. 1 2 5月 (現行2. 1 7 5月)	4. 2 5月 (現行4. 3 5月)

(2)令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における職員の区分ごとに、それぞれ下記の割合を乗じて得た額を減じる。なお、その額が0以下となる場合は、期末手当は支給しない。

職員区分	一般職員及び 任期付職員	再任用職員
割合	127.5分の15	72.5分の10

3. 実施時期

公布の日から施行する。

4. 期末手当改定に伴う令和4年度所要額

区分	所要額
期末手当	△60,800千円
共済費	△11,300千円
合計	△72,100千円

議案第23号 参考資料

交野市一般職の職員の給与に関する条例及び交野市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

新 旧 対 照 表

第1条 交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の212.5</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の217.5</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>

第2条 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6か月以上の者に限る。以下この項及び次項において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に</p>

新

支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。）に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

<u>在職期間</u>	<u>割合</u>
<u>6か月</u>	<u>100分の100</u>
<u>5か月以上6か月未満</u>	<u>100分の80</u>
<u>3か月以上5か月未満</u>	<u>100分の60</u>
<u>3か月未満</u>	<u>100分の30</u>

- 3 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期が6か月以上の者とみなす。
- 4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に

旧

至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

新	旧
<p>係るものに限る。)との合計が6か月以上に至ったときは、第1項に規定する任期が6か月以上の者とみなす。</p> <p>5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>6 期末手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例の例による。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 第14条の規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、第14条第2項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第5項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用</p>

新	旧
	<p><u>職員とみなす。</u></p> <p><u>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p>